

独立行政法人労働者健康福祉機構中期計画

〔平成21年3月31日厚生労働省発基労第0331002号により厚生労働大臣認可〕

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第29条第1項の規定に基づき、平成21年2月27日付けをもって厚生労働大臣から指示のあった独立行政法人労働者健康福祉機構の中期目標を達成するため、同法第30条の定めるところにより、次のとおり、独立行政法人労働者健康福祉機構中期計画を定める。

平成21年2月27日

独立行政法人労働者健康福祉機構
理事長 伊藤 庄平

前 文

独立行政法人労働者健康福祉機構（以下「機構」という。）は、国の労働政策の一翼を担う実施機関として、労働者の健康と福祉の増進に寄与するため、本中期目標期間を独立行政法人にふさわしい業務運営体制の発展期として位置付け、この中期計画に基づき、効率的かつ効果的な業務運営に取り組むことにより、中期目標の達成を図る。

第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

すべての業務に共通して取り組むべき事項

業績評価の実施、事業実績の公表等

- (1) 外部有識者による業績評価委員会を年2回開催し、事業ごとに事前・事後評価を行い、業務運営に反映させる。また、業績評価結果については、インターネットの利用その他の方法により公表する。
- (2) 毎年度、決算終了後速やかに事業実績等をインターネットの利用その他の方法により公開することにより、業務の透明性を高めるとともに、広く機構の業務に対する意見・評価を求め、これらを翌年度の事業運営計画へ反映させることを通じて、業務内容の充実を図る。

各業務において取り組むべき事項

1 労災疾病等に係る研究開発の推進等

(1) 労災疾病等に係る臨床研究の着実な実施

中期目標に示された13分野ごとに別紙1のとおり研究テーマを定め労災疾病等に係るモデル医療やモデル予防法の研究・開発、普及を着実に実施するため次のとおり取り組む。

ア 中期目標に示された13分野の労災疾病等に係るモデル医療やモデル予防法の研究・開発を引き続き実施するため、平成21年度中に13分野ごとに新たな臨床研究・開発、普及計画を作成し、これに基づいて労災疾病等13分野臨床医学研究を推進する。

イ 中期目標において最重点分野とされた「アスベスト関連疾患」、「勤労者のメンタルヘルス」、「業務の過重負荷による脳・心臓疾患（過労死）」及び「化学物質の曝露による産業中毒」の分野並びに「職場復帰のためのリハビリテーション及び勤労者の罹患率の高い疾病の治療と職業の両立支援」の分野については、必要に応じて専任の研究者を配置するとともに、機構本部の研究支援体制を強化する等研究環境の整備充実を図る。

ウ 労災疾病等に係る研究を効果的かつ効率的に実施する観点から、現行1研究センターにつき1分野として13研究センターを設置している分散型の研究体制について、平成21年度末までに診療実績や労災患者数、専門医等研究スタッフの配置状況及び研究開発等を勘案して見直し案を策定する。

エ 労災疾病等に係る研究開発の推進を図るため、労災指定医療機関である国立病院等からも症例データを収集することができるような連携体制の構築を図る。

オ 独立行政法人労働安全衛生総合研究所（以下「研究所」という。）の労働災害の予防、労働者の健康の保持増進及び職業性疾病の病因、診断、予防等に関する総合的な調査・研究業務と連携を図るとともに、研究所との統合後において統合メリットが発揮できるよう一体的な実施についての検討を行う。

(2) 研究成果の積極的な普及及び活用の推進

研究開発された労災疾病等に係るモデル医療法・モデル予防法等の成果の普及・活用を促進するため、次のとおり取り組む。

ア 医療機関等を対象としたモデル医療情報、事業者や勤労者を対象としたモデル予防情報などのデータベースを掲載したホームページにおいて、中期目標期間の最終年度において、アクセス件数を20万件以上（参考：平成19年度実績130,638件）得る。

イ 労災病院の医師等に対してモデル医療等に係る指導医育成の教育研修を実施する。

ウ 中期目標期間中に、日本職業・災害医学会等国内外の関連学会において、13分野の研究・開発テーマに関し、分野ごとに国外2件以上、国内10件以上の学会発表を行う。

エ 労災病院と産業保健推進センターが協働し、労災指定医療機関、産業保健関係者等に対する研修等を実施する。

オ 研究所の労働災害の予防、労働者の健康の保持増進及び職業性疾病の病因、診断、予防等に関する総合的な調査・研究業務と連携を図るとともに、研究所との統合後において統合メリットが発揮できるよう効果的・効率的な普及について検討する。

カ 勤労者の罹患率の高い疾病と職業の両立支援に関する研究・開発の成果等、勤労者医療の実践に有用な情報を提供するための機構本部、労災病院、産業保健推進センター、地域産業保健センター、労災指定医療機関、産業医、行政等によるネットワーク構築のための検討を行う。

キ 「国の研究開発評価に関する大綱的指針」（平成20年10月31日内閣総

理大臣決定)を踏まえ、外部委員を含む研究評価委員会を開催し、各研究テーマの事前評価を行い、以降毎年度、中間・事後評価を行うことで、その結果を研究計画の改善に反映させる。

2 勤労者医療の中核的役割の推進

(1) 一般診療を基盤とした労災疾病に関する高度・専門的な医療の提供等

ア 労災病院においては、次のような取組により、労災疾病に関する医療について、他の医療機関では対応が困難な高度・専門的な医療を提供するとともに、勤労者の疾病と職業生活の両立支援を図り、その質の向上を図る。

また、勤労者医療を継続的、安定的に支えるため、基盤となる4疾病5事業等の診療機能を充実させ、地域の中核医療機関を目指す。

(ア) それぞれの研究分野の専門医からなる検討委員会にて策定した分野ごとの臨床評価指標により、医療の質に関する自己評価を行う。

(イ) 研究・開発されたモデル医療を臨床の現場で実践し、症例検討会等で評価を行うとともに、その結果をフィードバックし研究に反映させる。

(ウ) 職業に関連した負傷又は疾病の予防、治療からリハビリテーション、医療の視点から行う勤労者の療養後の職場復帰等の促進に至るまでの一連の取組についてのガイドラインを作成する。

(エ) メディカルソーシャルワーカー等を活用し、勤労者の治療を受けながらの就労の継続、療養後又は療養中の円滑な職場復帰を図ることについて、具体的な試行を行い、その成果等を活かして国の政策等との連携を図る。

(オ) 大規模労働災害に備えて、緊急対応が行えるよう災害対策医療チームを直ちに編成できる危機管理マニュアルを整備する。

イ 労災病院の医療の質の向上と効率化を図るため、オーダリングシステム、電子カルテシステム等の導入を進めることにより医療情報のIT化を推進する。

ウ 次の(ア)及び(イ)の取組により、高度・専門的医療の提供に必要な優秀な人材を確保するとともに、その資質の向上を図る。

(ア) 勤労者医療に関する研修内容を盛り込んだ臨床研修プログラムの作成や臨床研修指導医・研修医を対象とした機構独自の講習会等を通じて、勤労者医療を実践できる医師の育成に積極的に取り組むことにより、優秀な医師を育成、確保する。

(イ) 毎年度、研修カリキュラムを検証し、職種ごとの勤労者医療に関する研修内容をはじめとする専門研修内容を充実させることにより、職員個々の資質の向上を図る。

エ 労災看護専門学校において、勤労者の健康を取り巻く現況や職業と疾病の関連性等に関するカリキュラムを充実することにより、勤労者医療の専門的知識を有する看護師を育成する。

オ 日本医療機能評価機構等の病院機能評価の受審、さわやか患者サービス委員会活動、クリニカルパス検討委員会の活動等を通じて、より良質な医療を提供し、全病院平均で80%以上の満足度を確保する。

また、医療安全チェックシートによる自主点検、医療安全相互チェック、医療安全に関する研修、医療安全推進週間等を継続して実施するとともに、患者の医療安全への積極的な参加を推進し、医療安全に関する知識・意識の向上を図る。

(2) 勤労者に対する過労死予防等の推進

勤労者に対する過労死・メンタルヘルス不調予防等の推進に関して示された中期目標を達成するため、次のような取組を行う。

ア 労働安全衛生関係機関との連携や、予防関連学会等からの最新の予防法の情報収集等により、指導・相談の質の向上を図る。

イ 勤労者の利便性の向上を図るため、指導・相談等の実施時間帯の設定に配慮する。

ウ 利用者の満足度調査を毎年度実施し、その結果を指導・相談内容に反映させることにより、質の向上を図る。

エ メンタルヘルス不調者への職場復帰支援体制を整備する。

オ 指導や相談の結果分析を行い、産業保健推進センターで行う研修等において活用する。

(3) 産業医等の育成支援体制の充実

事業場における産業医等の実践活動を通じて多様な勤労者の健康課題に的確に対応していくため、労災病院及び勤労者予防医療センターにおいて、高度な専門性と実践的活動能力を持った産業医等の育成を目指し、産業医科大学と連携を図りつつ、産業医活動に必要な臨床医学的素養の維持、向上のための育成支援体制の整備、構築を行う。

(4) 勤労者医療の地域支援の推進

労災病院においては、勤労者医療の地域支援の推進に関し示された中期目標を達成するため、次のような取組を行う。

ア 患者紹介に関する労災指定医療機関等との連携機能を強化すること等により、中期目標期間の最終年度までに患者紹介率を60%以上（参考：平成19年度実績49.8%）、逆紹介率を40%以上とする。

イ 勤労者医療に係るモデル医療を普及するため、労災指定医療機関の医師及び産業医等に対して、労災指定医療機関等の診療時間帯に配慮して症例検討会や講習会を設定することにより、中期目標期間中、延べ10万人以上（平成16年度から平成19年度までの平均19,475人×5年間の3%増）に対し講習を実施する。

また、モデル医療に関し、多様な媒体を用いた相談受付を実施する。

ウ 高度医療機器の利用促進を図るため、ホームページ、診療案内等による広報を実施し、高度医療機器を用いた受託検査を中期目標期間中、延べ15万件以上（平成19年度実績29,082件×5年間の5%増）実施する。

エ 利用者である労災指定医療機関等に対するニーズ調査・満足度調査を毎年度実施し、診療や産業医活動の上で有用であった旨の評価を75%以上得るとともに、地域支援業務の改善に反映させる。

(5) 行政機関等への貢献

- ア 勤労者の健康を取り巻く新たな問題等について、国が設置する委員会への参加、情報提供等により、行政機関に協力する。
- イ 労災認定に係る意見書等の作成については、複数の診療科にわたる事案について、院内の連携を密にするなど適切かつ迅速に対応する。
- ウ 労災疾病等に係る研究・開発、普及事業等を通じて得られた医学的知見については、政策立案等との連携を深めるため、速やかに行政機関に提供する。
- エ 今後、増加が予想されるアスベスト関連疾患に対応するため、労災指定医療機関等の医師を対象とする当該疾患診断技術研修会を開催する。
- オ 独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構が運営する地域障害者職業センターにおいて実施しているうつ病等休職者の職場復帰支援等の取組に関し、医療面において協力する。

3 重度被災労働者の職業・社会復帰の促進

(1) 医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターの運営

医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターにおいては、医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合をそれぞれ80%以上確保するとともに、高度・専門的な医療を提供することにより、患者満足度調査において、それぞれ80%以上の満足度を確保することとし、次のような取組を行う。

- ア 医療リハビリテーションセンターにおいては、四肢・脊椎の障害、中枢神経麻痺患者に対し、チーム医療を的確に実施することにより、身体機能の向上を図るとともに、職業・社会復帰後の生活の質（QOL）の向上を図る観点から、生活支援機器の研究開発の実施及び職業リハビリテーションを含めた関係機関との連携強化に取り組む。
- イ 総合せき損センターにおいては、外傷による脊椎・せき髄障害患者に対し、受傷直後から一貫したチーム医療を的確に実施することにより、早期に身体機能の向上を図るとともに、せき損患者に係る高度・専門的な知見に係る情報の発信に努める。

(2) 労災リハビリテーション作業所の運営

- ア 各人に適性に応じた社会復帰プログラムの作成や就職指導等により自立能力を早期に確立し、中期目標期間中の社会復帰率を30%以上にする。
- イ 都道府県労働局等との連携による就職情報の提供、障害者合同就職面接会等への参加奨励、個別企業に対する求人開拓等により、早期の就職を支援する。

4 産業保健活動の積極的な支援と充実したサービスの提供推進

産業保健推進センターにおいては、労働災害防止計画に定める労働者の健康確保対策の推進に寄与することを基本方針とし、以下の取組により、産業保健関係者に対する支援機能を強化する。

(1) 産業保健関係者に対する研修又は相談の実施

- ア 地域の産業保健関係者に対する実践的かつ専門的な研修又は相談の充実

- (ア) 産業医等の産業保健関係者に対する研修については、ニーズ調査やモニター調査等の結果に基づき、研修のテーマや内容に関する専門家による評価を行い、研修内容の質の向上を図るとともに、中期目標期間中に延べ1万7千回以上の研修を実施する。
- (イ) 産業保健関係者からの相談については、多様な分野の専門家を確保しつつ、相談体制の効率化を図ることにより、中期目標期間中に7万2千件以上実施するとともに、産業保健関係者に対する研修に有効に活用する。
- (ウ) 研修、相談については、インターネット等多様な媒体での受付等により、引き続き質及び利便性の向上を図り、産業保健に関する職務を行う上で有益であった旨の評価を80%以上確保する。
- (エ) 産業保健推進センター利用者に対し、センター事業が与えた効果を評価するための追跡調査を実施して、有効回答のうち70%以上について具体的に改善事項が見られるようにする。また、同調査の結果を分析し、事業の更なる質の向上を図る。

イ 産業保健に関する情報の提供その他の援助

- (ア) 産業保健関係者に対し、情報誌、ホームページ等により、産業保健に関する情報の提供を行うとともに、専門家の意見の反映により、提供する情報の質の向上を図り、中期目標期間中、ホームページのアクセス件数を900万件以上（平成20年度実績見込135万件×5年間の30%増）得る。
- (イ) 利用者の利便性の向上を図るため、各地域で利用できる産業保健サービス情報を産業保健推進センターに集約・提供することにより、地域の産業保健関係者のための総合情報センターとしての役割を果たしていく。
- (ウ) 研究所との統合に向けて、研究所の調査・研究についての関係者に対する情報提供等について検討する。

ウ 地域産業保健センターに対する支援の充実

各産業保健推進センターにおいて、地域産業保健センター運営協議会における助言を行う。また、地域産業保健センターのコーディネーターに対し、新任研修に加え、年1回以上能力向上研修を実施するとともに、地域産業保健センターに登録している産業医に対し研修を実施する。

さらに、地域産業保健センターとの連携による研修を都道府県庁所在地以外で開催することにより、利用者の利便性の向上を図る。

(2) 産業保健に係る助成金の支給業務

ア 業績評価を踏まえた支給業務の見直し及び透明性の確保

産業保健に係る小規模事業場産業保健活動支援促進助成金及び自発的健康診断受診支援助成金の支給業務に対する業績評価を行い、業務内容の改善に反映させることにより、効果的・効率的な支給業務を実施するとともに、評価結果については、インターネットの利用その他の方法により公表し、透明性を確保する。

また、助成期間終了後、助成金事業の効果について把握する。

イ 助成金に関する周知

インターネットの利用その他の方法により広報を行うとともに、労働基準監督署、地域産業保健センター、労災病院、勤労者予防医療センター等と連携して周知活動を実施する。

ウ 手続の迅速化

事務処理方法に関するマニュアルの徹底等により手続の迅速化を図ることにより、中期目標期間中に、申請書の受付締切日から支給日までの期間を原則として、小規模事業場産業保健活動支援促進助成金については、40日以内、自発的健康診断受診支援助成金については、23日以内とする。

また、不正受給防止を図るため、必要に応じて情報収集、実態調査を実施する。

5 未払賃金の立替払業務の着実な実施

(1) 立替払の迅速化

審査業務の標準化の徹底を図り、原則週1回払いを堅持するとともに、立替払制度及びその請求手続に関するパンフレットの改訂、ホームページの充実等情報提供の強化を図ることにより、不備事案を除き、請求書の受付日から支払日までの期間について、平均で30日以内を維持する。

(2) 立替払金の求償

立替払の実施に際し、立替払後の求償について事業主等に対して周知徹底を図るとともに、破産事案における確実な債権の保全、再建型倒産事案における弁済の履行督促及び事実上の倒産事案における適時適切な求償を行うことにより、弁済可能なものについて最大限確実な回収を図る。

6 納骨堂の運營業務

毎年、産業殉職者合祀慰霊式を開催するほか、遺族への納骨等に関する相談の実施及び環境美化を行う。

また、産業殉職者合祀慰霊式の参列者及び日々の参拝者に満足度調査を実施し、慰霊の場としてふさわしいとの評価を毎年90%以上得るとともに、その結果を業務内容の改善に反映する。

第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 機構の組織・運営体制の見直し

機構の業務運営を効率的かつ効果的に実施するため、次のとおり取り組む。

(1) 本部役職員と施設の管理者間の施設運営に関する協議、施設の経営分析に基づく指導の強化など、本部の施設運営支援・経営指導体制を強化する。特に、労災病院については、経営基盤の確立に向けたマネジメント機能を強化する。また、事業等の見直しに併せ、業務量を検証し、業務の合理化・効率化の観点から、本部組織の再編を行う。さらに、研究所との統合後において統合メリットが発揮できるよう更なる見直しについて検討する。

(2) 役員の業績、職員の勤務成績、法人の事業実績、社会一般の情勢等を反映した

人事・給与制度を構築するため、人事・給与制度の見直しを進める。

2 一般管理費、事業費等の効率化

(1) 業務運営の効率化による経費節減

一般管理費（退職手当を除く。）については、人件費の抑制、施設管理費の節減を図り、中期目標期間の最終年度において、平成20年度の相当経費に比べて15%程度の額を節減する。また、事業費（労災病院、医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターを除く。）については、物品調達コストの縮減、在庫管理の徹底、業務委託契約・保守契約の見直し等により、中期目標期間の最終年度において、平成20年度相当経費に比べて10%程度の額を節減する。

また、医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターの運営費交付金割合については、物品調達コストの縮減、在庫管理の徹底、業務委託契約・保守契約の見直し等により、労災リハビリテーション工学センター廃止に伴う業務移管によるものを除き、平成20年度の割合を超えないものとしつつ、医療水準の向上を図る。

産業保健推進センターについては、産業保健サービスの低下を招かないように、賃借料の削減、庶務・経理業務や報告業務等の間接業務の合理的集約化による人件費の削減及び相談体制の効率化等による業務経費の削減を行うことにより、中期目標期間の最終年度において、平成20年度実績に比べて運営費交付金（退職手当を除く。）のおおむね3割を削減する。

(2) 給与水準の適正化等

総人件費については、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年法律第47号）等に基づく平成18年度からの5年間で5%以上削減させるとの基本方針について、着実に取り組むとともに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）に基づき、人件費改革の取組を平成23年度まで継続する。その際、併せて、医療法（昭和23年法律第203号）及び診療報酬上の人員基準に沿った対応を行うことはもとより、労災医療をはじめとした救急医療等の推進のための人材確保とともに、医療安全を確保するための適切な取組を行う。

また、事務・技術職員の給与水準について、以下のような観点からの検証を行い、これを維持する合理的な理由がない場合には必要な措置を講ずることにより、給与水準の適正化に速やかに取り組むとともに、その検証結果や取組状況については公表する。

ア 職員の在職地域や学歴構成等の要因を考慮してもなお国家公務員の給与水準を上回っていないか。

イ 給与体系における年功的要素が強いなど、給与水準が高い原因について、是正の余地はないか。

ウ 国からの財政支出の大きさ、累積欠損の存在、類似の業務を行っている民間事業者の給与水準等に照らし、現状の給与水準が適切かどうか十分な説明がで

きるか。

エ その他、給与水準についての説明が十分に国民の理解を得られるものとなっているか。

(3) 随意契約の見直し

契約については、「随意契約見直し計画」（平成19年12月策定）に基づき、一般競争入札等を原則として、以下の取組により、随意契約の適正化を推進する。

ア 「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表する。

イ 一般競争入札等により契約を行う場合、合理的な理由なく特定の業者以外の参入を妨げる仕様としない。また、企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施する。

ウ 監事等による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを行うよう要請する。

(4) 医業未収金の徴収業務の効率化

すべての労災病院における医業未収金の徴収業務を、本部において一括して民間競争入札を実施し、適正な債権管理業務を行う。

3 労災病院の在り方の総合的検討

労災病院については、平成22年度末を目途に個々の病院ごとに、政策医療に係る機能、地域医療事情、経営状況等について総合的に検証し、その結果を公表するとともに、必要な措置を講ずる。

その際、労災病院の近隣に国立病院等がある場合は、都道府県が策定する医療計画、地理的配置状況や担っている医療機能等を踏まえ、個々の病院単位で労災病院と国立病院との診療連携の構築を始め効率的な運営可能性について検討を行う。

また、厚生労働省において、平成25年度末までに、所管の独立行政法人が運営する病院全体について、それらの病院が果たすべき政策医療及び地域医療における役割を勘案しつつ、政策目的に沿った医療供給体制の最適化を図る観点から総合的な検討を行うに当たり、必要な協力を行う。

4 保有資産の見直し

事務及び事業の見直しの結果生じる遊休資産及び利用予定のない宿泊施設等については、国の資産債務改革の趣旨を踏まえ、早急に処分を行う。

第3 予算、収支計画及び資金計画

1 中期目標中「第3 業務運営の効率化に関する事項」で定めた効率化目標及び次の事項を踏まえた予算、収支計画及び資金計画を作成する。

(1) 労災病院については、新入院患者の増を図ること等により診療収入を確保しつつ、人件費の適正化、物品調達コストの縮減、効果的な設備投資等による経費の縮減を図ることにより、計画的に経営を改善する。

また、労災病院の保有資産のうち、中期目標期間又は前中期目標期間中において、独立行政法人労働者健康福祉機構法（平成14年法律第171号）附則第7条に基づく資産処分以外の資産処分により生じた収入については、医療の提供を確実に実施するため、労災病院の増改築費用等への有効活用に努める。

(2) 労働安全衛生融資については、貸付債権の適切な管理・回収を行うことにより、確実な償還を行う。

2 予算（人件費の見積もりを含む。）

別紙2のとおり

3 収支計画

別紙3のとおり

4 資金計画

別紙4のとおり

第4 短期借入金の限度額

1 限度額

4,038百万円（運営費交付金年間支出の12分の3を計上）

2 想定される理由

運営費交付金の受入の遅延による資金不足等

第5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

「第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置」の「4 保有資産の見直し」に基づき、次のア及びイに掲げる保有資産を速やかに処分するため、売却業務を民間等に委託するなど具体的方策を講じ、中期目標期間の最終年度までに処分が完了するよう努める。

ア 病院

青森労災病院付添者宿泊施設、岩手労災病院職員宿舎、岩手労災病院付添者宿泊施設、東京労災病院職員宿舎、旭労災病院職員宿舎、和歌山労災病院移転後跡地、関西労災病院職員宿舎跡地、九州労災病院移転後跡地、九州労災病院門司メディカルセンター職員宿舎、霧島温泉労災病院、霧島温泉労災病院職員宿舎、福井総合病院労災委託病棟

イ 病院以外の施設

労災リハビリテーション北海道作業所、労災リハビリテーション北海道作業所職員宿舎、労災リハビリテーション広島作業所、水上荘、恵那荘、別府湯のもりパレス

第6 剰余金の使途

本中期目標期間中に生じた剰余金については、労災病院においては施設・設備の整備、その他の業務においては労働者の健康の保持増進に関する業務の充実に充当する。

第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項

1 人事に関する計画

- (1) 運営費交付金を充当して行う事業に係る常勤職員については、業務の簡素化、効率化等により、その職員数の抑制を図る。
- (2) 人材の有効活用と職員の能力向上を図るため、施設間の人事交流を推進する。

2 施設・設備に関する計画

(1) 労災病院に係る計画

中期目標期間中に整備する労災病院の施設・整備については、別紙5のとおりとする。

(2) 労災病院以外の施設に係る計画

労災病院以外の施設について、施設整備費補助金により施設整備を図る。

ア 施設名

総合せき損センター、千葉労災看護専門学校、岡山労災看護専門学校、熊本労災看護専門学校

イ 予定額

総額 14,310百万円(特殊営繕、機器等整備を含む。)

第8 その他業務運営に関する重要事項

1 労災リハビリテーション工学センター及び海外勤務健康管理センターの廃止

- (1) 労災リハビリテーション工学センターについては、せき損患者に対する日常生活支援機器の研究開発機能を、医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターの各工学部門に移管した上で、平成21年度末までに廃止する。
- (2) 海外勤務健康管理センターについては、平成21年度末までに廃止する。

2 労災リハビリテーション作業所の縮小・廃止

労災リハビリテーション作業所については、在所年齢の上限の徹底等を図るとともに、国の関連施策と連携し、在所者の意向の把握、退所先の確保を図りつつ、縮小・廃止する。

別紙1 (第1の1の(1)関係)

労災疾病等に係る研究・開発、普及テーマ

分野名	研究・開発、普及テーマ
四肢切断、骨折等の職業性外傷	・職業性の四肢の挫滅損傷及び外傷性切断に対する早期治療等に関する地域医療連携体制の構築に係る研究・開発、普及
せき髄損傷	・せき髄損傷の予防法と早期治療体系の確立に係る研究・開発、普及
騒音、電磁波等による感覚器障害	・職場環境等による急性視力障害の予防、治療法に係る研究・開発、普及
高・低温、気圧、放射線等の物理的因子による疾患	・職業性皮膚疾患の診断、治療、予防のためのデータベース構築に係る研究・開発、普及
身体への過度の負担による筋・骨格系疾患	・職場における腰痛の発症要因の解明に係る研究・開発、普及
振動障害	・振動障害の末梢循環障害、末梢神経障害等の客観的評価法に係る研究・開発、普及
化学物質の曝露による産業中毒	・産業中毒の迅速かつ効率的な診断法に係る研究・開発、普及
粉じん等による呼吸器疾患	・じん肺に合併した肺がんのモデル診断法に係る研究・開発、普及 ・じん肺合併症の客観的評価法に係る研究・開発、普及 ・新たな粉じんにより発症するじん肺の診断・治療法に係る研究・開発、普及
業務の過重負荷による脳・心臓疾患（過労死）	・業務の過重負荷による脳・心臓疾患の発症要因に係る研究・開発、普及
勤労者のメンタルヘルス	・職場におけるメンタルヘルス不調予防に係る研究・開発、普及 ・うつ病の客観的診断法に係る研究・開発、普及
働く女性のためのメディカル・ケア	・働く女性の月経関連障害及び更年期障害のQWL（Quality of Working Life）に及ぼす影響に係る研究・開発、普及 ・女性の深夜・長時間労働が内分泌環境に及ぼす影響に係る研究・開発、普及 ・働く女性のストレスと疾病発症・増悪の関連性に係る研究・開発、普及
職業復帰のためのリハビリテーション及び勤労者の罹患率の高い疾病の治療と職業の両立支援	・早期職場復帰を可能とする各種疾患に対するリハビリテーションのモデル医療に係る研究・開発、普及 ・疾病の治療と職業生活の両立を図るモデル医療及び労働者個人の特性と就労形態や職場環境等との関係が疾病の発症や治療、予防に及ぼす影響等に係る分野横断的研究・開発、普及
アスベスト関連疾患	・中皮腫等のアスベスト関連疾患の救命率の向上を目指した早期診断・治療法及び予防法に係る研究・開発、普及

別紙 2 (第 3 の 2 関係)

中期計画 (平成 21 年度から平成 25 年度まで) の予算

(労働者健康福祉機構)

(単位: 百万円)

区 別	金 額
収 入	1,581,363
運営費交付金	50,029
施設整備費補助金	14,310
その他の国庫補助金	94,575
民間借入金	15,740
求償権回収金	26,659
貸付金利息	213
貸付回収金	2,080
業務収入	1,363,608
受託収入	0
業務外収入	14,147
支 出	1,561,396
業務経費	1,431,525
本部業務関係経費	7,498
病院業務関係経費	1,266,550
施設業務関係経費	37,058
賃金援護業務関係経費	119,771
産業保健業務関係経費	648
施設整備費	14,310
受託経費	0
借入金償還	18,418
支払利息	336
一般管理費	96,808
物件費	34,060
人件費	53,300
退職手当	9,447

(注釈) 金額欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

[人件費の見積もり]

期間中総額 520,953 百万円を支出する。ただし、上記の額は、役員給 (非常勤役員給与を除く。) 並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当及び退職者給与に相当する範囲の費用である。

〔運営費交付金の算定ルール〕

平成21年度の運営費交付金は、第一期中期目標期間における運営費交付金算定ルールにより決定する。

平成22年度以降の各事業年度の運営費交付金については、次の算出式により決定する。

$$\text{運営費交付金額} = \{ \text{人件費} + \{ \text{一般管理費}(A) \times \quad \} \times 2 \} + \{ \text{業務経費} \{ (R1) \times 3 \times 1 \times \quad \} + \{ (R2) \times 2 \times \quad \} \} + \text{特殊要因}(X) - \text{自己収入の額}(I)$$

$$\text{人件費} = \text{基本給等}(B) + \text{退職手当}(S)$$

B：役員給与及び職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、社会保険料等の人件費（退職手当を除く。）をいい、次の算出式により決定する。

$$B = \{ (P1 \times \quad \times \quad + P2 \times \quad + P3) \times 1 \} + (P4 \times \quad \times \quad + P5 \times \quad + P6)$$

B：当該年度の基本給等

P1：前年度の基本給等中昇給及び給与改定の影響を受けるもの（P4を除く。）

P2：前年度の基本給等中給与改定の影響を受けるもの（P5を除く。）

P3：前年度の基本給等中昇給及び給与改定の影響を受けないもの（P6を除く。）

P4：前年度の基本給等中昇給及び給与改定の影響を受けるもの（医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センター（事務部門及び諸謝金を除く。）に係るもの）

P5：前年度の基本給等中給与改定の影響を受けるもの（医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センター（事務部門及び諸謝金を除く。）に係るもの）

P6：前年度の基本給等中昇給及び給与改定の影響を受けないもの（医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センター（事務部門及び諸謝金を除く。）に係るもの）

：運営状況等を勘案した昇給原資率

：運営状況等を勘案した給与改定率

S：当年度退職予定者及び前年度以前の予定外退職者に対応した退職手当分の退職手当額（各事業年度の予算編成過程において決定）

A：前年度管理部門に係る物件費（謝金、旅費、庁費、保険料、各所修繕費等の合計額）

R1：前年度の業務に係る経費（人件費、一般管理費以外の経費）のうち業務効率化等の影響を受けるもの

R2：前年度の業務に係る経費（人件費、一般管理費以外の経費）のうち業務効率化等の影響を受けないもの

X：平成22年度以降、特殊要因により新規追加・拡充又は縮減された経費（中期目標期間を通じて、他の経費には分類しないものとする。）に係る当年度の所要額（人件費を含む。）

I：各年度において見積もりにより計上した自己収入の額

：業務の効率化等における効率化係数

：業務政策係数

：消費者物価指数

【中期計画予算の見積りに際し使用した具体的係数及びその設定根拠等】

中期計画予算の見積りに際し使用した具体的係数は、各事業年度の運営費交付金算定時に具体的な係数値を決定することとし、以下の仮定のもとに試算している。

1、2、3、4、5、6、7、8、9、10、11、12については、変動がないもの（±0%）と仮定した。

1については、平成22年度 6.23556%、平成23年度 2.4446%、平成24年度 2.4611%、平成25年度 2.46%と仮定した。

2については、平成22年度 2.88814%、平成23年度 2.527%、平成24年度 2.4552%、平成25年度 2.46005%と仮定した。

3については、平成22年度 6.27909%、平成23年度以降 0.06%と仮定した。

別紙3（第3の3関係）

平成21年度から平成25年度までの収支計画

（労働者健康福祉機構）

（単位：百万円）

区 別	金 額
費用の部	1,510,502
經常費用	1,505,763
医療事業費	1,393,836
未払賃金立替払業務費用	90,839
一般管理費	19,761
財務費用	1,328
臨時損失	4,739
収益の部	1,521,026
經常収益	1,520,967
医療事業収入	1,361,676
運営費交付金収益	50,084
施設費収益	2,270
補助金等収益	91,694
財源措置予定額収益	360
寄付金収益	29
財務収益	2,387
その他の収入	12,466
臨時利益	59
純利益	10,523
目的積立金取崩額	-
総利益	10,523

（注釈）金額欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

別紙4（第3の4関係）

平成21年度から平成25年度までの資金計画

（労働者健康福祉機構）

（単位：百万円）

区 別	金 額
資金支出	1,673,310
業務活動による支出	1,455,081
投資活動による支出	73,765
財務活動による支出	35,834
次期中期目標期間への繰越金	108,630
資金収入	1,673,310
業務活動による収入	1,551,172
業務収入	1,384,138
運営費交付金による収入	50,029
国庫補助金による収入	94,575
未収財源措置予定額収入	683
その他の国庫補助金収入	93,893
その他の収入	22,429
投資活動による収入	40,926
施設整備費補助金による収入	14,310
その他の収入	26,616
財務活動による収入	15,740
前中期目標期間よりの繰越金	65,472

（注釈1）未収財源措置予定額収入については、職場環境改善等資金貸付金の貸倒償却に充てるため、未収財源措置予定額のうち、本中期目標期間に労働安全衛生融資資金利子補給等補助金をもって償却に必要な額を財源措置される計画の収入である。

なお、本中期目標期間に措置されなかったものについては、償却時期に応じ本中期目標期間以降に必要な額を財源措置されるものである。

（注釈2）金額欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

別紙5（第7の2関係）

労災病院の施設・設備に関する計画

労災病院の収入は、全額が自己財源である診療収入であり、この診療収入は、医療環境の変化や労災病院の医療面及び経営面の努力等により増減するものである。

また、施設・設備への投資は、診療収入の多寡を左右する面とともに収益力により制約されざるを得ない面がある。

労災病院においては、労災病院が担うべき医療を中長期的に安定して実施できるよう、本中期計画期間中、施設・設備について、医療面の高度化や経営面の改善及び患者の療養環境の改善が図られるよう、必要な整備のための投資を行うものとする。

このため、本中期計画期間中の総投資額は、第一期中期計画期間中に投資決定した整備を含め、346億円程度とし、その財源についてはすべて自己資金とする。

なお、労災病院内外の状況の変化に応じて、総投資額は50億円程度の増減があり得るものとする。

【平成21年度から平成25年度までの施設・設備に関する計画】

区分	予定額
施設・設備	346億円± (財源：自己資金)